

○逗子市海岸法施行取扱条例

平成11年12月7日

逗子市条例第18号

改正 令和3年6月29日条例第10号

(趣旨)

第1条 海岸法(昭和31年法律第101号。以下「法」という。)の施行については、海岸法施行令(昭和31年政令第332号)及び海岸法施行規則(昭和31年/農林省/運輸省/建設省/令第1号)に定めるもののほか、この条例の定めるところによる。

(申請及び許可等)

第2条 次の各号に掲げる者は、市長に対し申請し、許可又は承認を受けなければならない。

- (1) 法第7条第1項の許可を受けようとする者
- (2) 法第8条第1項第1号に該当する行為をしようとするための許可を受けようとする者
- (3) 法第8条第1項第2号に該当する行為をしようとするための許可を受けようとする者
- (4) 法第8条第1項第3号に該当する行為をしようとするための許可を受けようとする者
- (5) 法第13条第1項本文の承認を受けようとする者

2 市長は、前項各号に規定する申請があったときは、その許可又は承認に当たり必要な条件を付することができる。

(占用期間)

第3条 法第7条第1項の規定による海岸保全区域の占用(以下「占用」という。)の期間は、5年以内とする。

(占用料及び土石採取料)

第4条 占用又は法第8条第1項の規定により海岸保全区域内における土石の採取(以下「土石の採取」という。)の許可を受けた者は、別表に定める占用料又は市長が別に定める土石採取料を納めなければならない。

(占用料等の免除)

第5条 市長は、公益上その他特に必要と認める場合は、占用料及び土石採取料(以下

「占用料等」という。)の全部又は一部を免除することができる。

(占用料等の返還)

第6条 既納の占用料等は返還しない。ただし、市長は、天災その他不可抗力により占用又は土石の採取の目的を達することができなくなったとき、その他市長が特に必要と認めるときは、申請により占用料等の全部又は一部を返還することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に廃止前の海岸法施行取扱規則（昭和38年逗子市規則第7号）の規定によりされた申請、許可その他の行為は、この条例の相当規定によりされた申請、許可その他の行為とみなす。

附 則（令和3年6月29日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

別表

区分	単位	金額
通路、作業場、材料置場、貯木場、いかだ等の係留場その他で原状のまま使用するもの	占用面積 1平方メートル1年	190円
倉庫、物置、小屋、さん橋、橋りょうその他の工作物（次の各項に掲げるものを除く。）	占用面積 1平方メートル1年	400円
電柱	1本1年	1,410円
支線柱、支線	1本（条）1年	630円
鉄塔	占用面積 1平方メートル1年	1,050円
その他の柱類	1本1年	1,380円
線類	長さ1メートル1年	110円

管類	内径が600ミリメートル未満のもの	長さ1メートル1年	210円
	内径が600ミリメートル以上のもの	長さ1メートル1年	520円
さく類		長さ1メートル1年	530円
看板		表示面積 1平方メートル1年	4,790円
海水浴施設、売店、バンガロー		占用面積 1平方メートル1月	190円
駐車場		占用面積 1平方メートル1月	近傍類地の 1平方メー トル当たり の価格× (4/100) ×(1/12) の算式によ り算定した 額(この額 に10円未満 の端数があ るときは、 これを切り 捨てる。)

備考

- 1 表示面積とは、看板の表示部分の正面面積をいう。
- 2 占用面積、占用物件の長さ若しくは表示面積が1平方メートル若しくは1メートル未満であるとき又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があるときは、その満たない数又はその端数は、1平方メートル又は1メートルとして計算する。
- 3 占用料の額が年額で定められているものに係る占用の期間が1年未満であるとき又はその期間に1年未満の端数があるときは月割りをもって計算し、なお、1月未満の端数があるときはその端数は1月として計算し、占用料の額が月額で定

められているものに係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは日割りをもって計算する。

- 4 占用の期間が2会計年度以上にわたるときは、年度ごとに計算する。
- 5 海水浴施設、売店及びバンガローの付属施設として設置する電線、水道管その他の付属工作物の占用料は、海水浴施設、売店及びバンガローの占用料の中に含まれるものとする。
- 6 駐車場は、原則として一団の土地に係るものに限る。
- 7 近傍類地の1平方メートル当たりの価格は、地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第10号に規定する土地課税台帳に登録されている当該土地の価格を当該土地の面積で除して得た額（この額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とする。

（令3条例10・一部改正）